

大阪市がん患者のアピアランスケア支援事業のご案内 (ウィッグ、乳房補整具等への助成)

大阪市では、がん患者の治療や社会参加を支援し療養生活の質の向上を図るため、がん治療に伴う副作用による脱毛や乳房の喪失といった外見の変化へのケア（アピアランスケア）に対する支援を行っています。

対象者

次の要件をすべて満たす方を対象とします。

- ・申請時に大阪市内に在住し、大阪市の住民基本台帳に登録されている方（申請後に死亡により住民基本台帳から削除された方を含む）
- ・がんと診断され、申請時に治療中又は過去に治療を受けたことがある方
- ・がん治療に起因する脱毛又は乳房を切除したことに伴い、補整具を購入した方
- ・過去に本市または他の自治体を実施する補整具購入にかかる同様の助成を受けていない方

助成対象

助成対象者1人につきそれぞれの区分ごとに1回を限度に助成します。

区 分		要 件
ウィッグ等		がん治療に伴う脱毛に対応するために、一時的に装着するウィッグ（装着時に皮膚を保護するネットを含む）又は毛付き帽子
乳房補整具 (いずれか)	補整下着	外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整下着 ※下着とともに使用するパッドを含む
	人工乳房	人工乳房(直接肌に貼り付けて使用するもの、ただし乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。)※両側乳がんを除き、1人1台に限る

なお、ウィッグのレンタル費用や付属品並びにケア用品（クリーナー、リンス及びブラシ等）の購入費用、購入のために要した交通費及び郵送費等は助成対象外です。

助成金額

次に定める金額を限度とします。

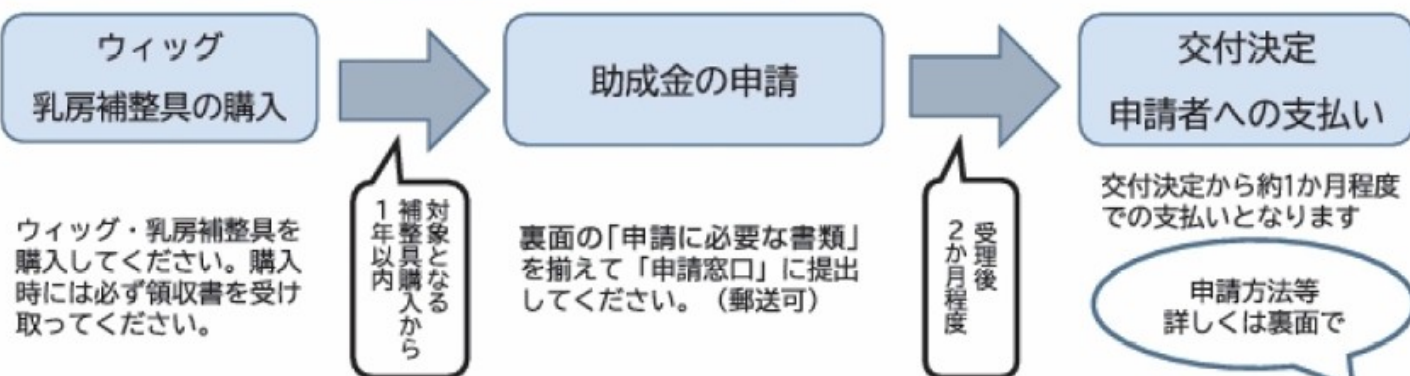
ただし、購入金額が次の金額に満たない場合は、購入実額とします。

- ウィッグ等 3万円
- 乳房補整具
 - ・補整下着 3万円
 - ・人工乳房 5万円

申請期限

対象となる補整具を購入した翌日から起算して1年以内（複数商品を購入した場合、最初の商品を購入した翌日から起算して1年以内） ※申請期限内必着

申請から助成金交付までの流れ



【申請書等の入手方法】

健康づくり課あてお電話等にてご請求

電話番号:06-6208-9907 FAX:06-6202-6967

もしくは、

大阪市ホームページからダウンロード

大阪市 アピアランス

検索



<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000595552.html>

【提出方法】

申請書と添付書類を、**持参または郵送**により下記窓口へ提出

【申請窓口】大阪市健康局健康推進部健康づくり課

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所2階

※書類の不備や申請内容の確認等、ご記入いただいた連絡先にご連絡をする場合があります。

申請に必要な書類

助成金交付申請書兼請求書 (様式第1号)		※申請を委任する場合は、助成対象者と申請者それぞれの本人確認書類が必要です。
添 付 書 類	申請者の本人確認書類(写し)	市内に住所を有することが分かる書類 (マイナンバーカード、運転免許証、住民票の写しなど)
	治療を証明する書類(写し)	がん治療に関する説明書、治療方針計画書など医療機関が発行した書類の写し(複数の書類の組み合わせ可) 【記載が必要な事項】 ・治療を受けた方の氏名、発行医療機関の名称又は医師の氏名 ・下記の事実又はそれらのおそれが見込まれることがわかるもの (ウィッグの場合)抗がん剤治療や化学療法に伴う脱毛 (補整下着の場合)外科的治療等による乳房切除
	補整具の購入にかかる 領収書(原本)及び明細書	【記載が必要な事項】 宛名、購入日、購入金額、購入品目や個数等の分かる明細、金額の内訳、 領収書発行者の名称の記載があるもの。(乳房補整具は「補整下着」又は 「人工乳房」の記載のあるもの。)
	振込先口座が 確認できるもの(写し)	口座名義(カナ)、銀行名、支店名及び口座番号がわかるもの(通帳・ キャッシュカードの写しなど)

※口座不能等により、本助成金の支給を申請者の指定する口座に行えない場合は、確認のご連絡をさせていただきます。
併せて、振込先の変更に必要となる手続きをご連絡いたしますので、必要書類等を原則3か月以内に提出いただきますようお願いいたします。提出がない場合は、支給決定の取り消しを行います。

Q&A

Q1 助成対象となるウィッグ等は1人1つに限られますか？

A1 購入される個数は問いませんが、申請は1人1回のみですので、複数購入された場合はまとめて申請してください。その場合、最初に購入したウィッグの購入日から1年以内に申請してください。

Q2 過去にウィッグで助成を受けている場合、乳房補整具の助成は受けられますか？

A2 可能です。助成対象区分ごとに、それぞれ1回限りです。

※その他よくある質問はホームページにも掲載しています。



【問合せ先】大阪市健康局健康推進部健康づくり課(専用電話:平日9時~17時)

電話 06-6208-9907 FAX 06-6202-6967